

植民地官僚の統治認識

—大内丑之助を手掛かりとして—

加藤 道也[†]

概 要

大内丑之助は、独逸学協会学校専修科を経て高等文官試験に首席合格し、司法省判事、会計検査院検査官、法制局参事官など多彩な経験をした後、後藤新平に見出され日本の植民地・影響圏の統治実務を担当した植民地官僚であった。彼は台湾総督府参事官、関東都督府外事総長、大連民政署長などの外地行政実務を担当しながら、報告書や雑誌において日本の植民地統治政策のあり方を論じた。本稿は、大内の経歴と著作物を検討することを通じて、戦前期日本の植民地官僚がどのような統治認識を有していたかを析出し、日本の植民地統治の実態を明らかにしようとする試みである。

キーワード：大内丑之助、植民地官僚、日本帝国、中国、台湾、ドイツ

1. はじめに

本稿は、戦前期日本の植民地官僚大内丑之助の経歴と活動を手掛かりに、植民地官僚の植民地統治認識を明らかにしようとする試みである。近年日本における植民地研究では、現地行政を担った植民地官僚個人の経歴や著作、活動を詳細に検討し、それらを当時の国際情勢や国内の政治状況といった時代背景と共に分析して日本帝国の実態を解明しようとする研究が盛んになってきている。近代国家として発展していく過程で、国家のあり方を「設計」し「制度化」するため「模範国」の「準拠理論」を参照し、それを国情に適応した「知」として普及させる役割を担った官僚を描いたのは山室信一であった。¹⁾ 彼ら官僚の多くは「国民国家の形成」と「知の制度化」に大きな貢献をなしながらも、「華々しく表舞台に立つことはなく」、思想家や学者としてまとまった著作を遺すこともなく埋もれ、忘れ去ら

* 本論文をきめ細かく査読の上、極めて貴重な御指摘をいただいた査読者に心より感謝申し上げます。

† 大阪産業大学 経済学部 経済学科 教授

草稿提出日 2020年7月20日

最終原稿提出日 2020年8月31日

1) 山室信一『法制官僚の時代—国家の設計と知の歷程』木鐸社、1984年。

れてきた人々」であったが、山室による研究以降、そうした官僚にもようやく光が当たるようになった。植民地官僚については、植民地官僚に関する人事のあり方に関する研究²⁾や様々な専門分野の官僚の活躍に関する研究が蓄積されている。³⁾ また、岡本真希子による国内の政治状況と植民地官僚人事との関連を中心とした包括的研究⁴⁾や松田利彦・やまだあつし等による植民地官僚の出自、統治政策形成との関係、彼らの政策思想、植民地統治構想との関係などに関する研究成果も刊行されている。⁵⁾ 最近のものでは、松田利彦編『植民地帝国日本における知と権力』に所収の諸論考が、これまでの植民地研究の成果を踏まえた上で植民地官僚を「知」と「権力」の担い手として捉え直す研究として、帝国日本に関する研究の到達点となっている。⁶⁾ 本稿で取り挙げる大内丑之助は、独逸学協会学校専修科を卒業後司法省判事、会計検査院検査官を経て法制局参事官に転じた後、台湾総督府参事官、関東都督府外事総長および大連民政署長を長きにわたり歴任した優秀な植民地官僚であった。しかし、大内丑之助に関する詳細な研究は未だなされていない。本稿では、大内が「知」と「権力」の担い手としてどのように現地行政に関与し影響を及ぼしたのか、を中心に当時の外地行政の実態解明を行いたい。

1894年の日清戦争に勝利した結果、植民地として台湾を獲得し帝国主義国となった日本は、外地行政を円滑に遂行するの必要に迫られた。当初は司法省顧問のフランス人ミシェル・ルボンおよびイギリス人モンテーギュ・カークウッドらの御雇外国人への諮問が行われ、ルボンは将来的には本国の一県とするフランス的同化主義を、カークウッドは総督が大きな権限を有し本国政府から自律的なイギリス的自主主義を提言したが、やがて本国の国内政治において藩閥と政党の対立を反映して、政党政治家が主張する内地延長主義が提唱されるようになり、確固とした政策方針が確立されるには至らなかった。こうした中、1896年、第2次伊藤博文内閣は、帝国議会に法律第63号案を提出した。それは台湾総督に律令という法律と同様の効力を持つ命令発布の権限を与える内容を有しており、台湾統治に現地情勢に応じた自律性を認める指向性を有していた。この方針は、1898年2月に第4代台湾総督に就任した児玉源太郎の下で民政局長（後に民政長官）となった後藤新平によって

2) 加藤聖文「植民地統治における官僚人事—伊沢多喜男と植民地」大西比呂志編『伊沢多喜男と近代日本』芙蓉書房出版、2003年。

3) 木村健二「朝鮮総督府経済官僚の人事と政策」、波形昭一「植民地台湾の官僚人事と経済官僚」等、いずれも波形昭一・堀越芳昭編『近代日本の経済官僚』日本経済新聞社、2004年、所収。

4) 岡本真希子『植民地官僚の政治史—朝鮮・台湾総督府と帝国日本』三元社、2008年。

5) 松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣出版、2009年。

6) 松田利彦編『植民地帝国日本における知と権力』思文閣出版、2019年。本稿で論じる大内丑之助については、本書に所収の、加藤道也「植民地官僚の統治認識—知と権力の観点から—」も参照されたい。

推し進められることとなる。⁷⁾

後藤新平は、「台湾領有の時に其政策の助けとなるべき我國民の経験といふものは何も無かったと申しても差支えない」⁸⁾ とする一方、「植民政策上各国の経験に付いては好い手本は沢山ある」と考え、その調査研究の必要性を説いた。⁹⁾ 台湾領有当初、フランスの植民地であったアルジェリアにおける政策を「最良のものとして」採用して「失敗した」¹⁰⁾ と述べる彼は、イギリスによる植民政策を日本の統治政策に「実地活用の智識」を与えるものとして称揚したが、コンラードに代表されるドイツの植民地政策研究にも、「簡明」かつ「大要を知るに便」として一定の評価を与えていた。¹¹⁾

後に詳しく述べるが、自らもドイツ留学経験を有する後藤新平の目に留まり、法制局参事官から「台湾総督府参事官に転じ、民政長官後藤新平に重用され」、後藤の「欧米出張に随行」し、視察後もドイツに「留まること2箇年」、「深く植民地行政を研究」した大内丑之助は、台湾総督府および関東都督府における統治実務を担うと共に、ドイツ植民地政策に関する実務的知識を日本にもたらし、後の日本の植民地統治認識に大きな影響を及ぼした。¹²⁾ 日本の植民地統治政策における参照対象は、1902年の日英同盟、第1次世界大戦におけるイギリスを含む連合国の勝利とドイツの敗北によって、イギリスが優勢となってゆが、大内丑之助の統治認識を検討することを通じて、日本の植民地政策の参照対象の多様性の一端をも垣間見ることができると考える。本稿はそうした試みでもある。

2. 大内丑之助の経歴と活動

大内丑之助は、1865年4月28日、福島県安達二本松で大内一次の三男として生まれた。1888年9月、独逸学協会学校専修科を卒業し、同年11月に行われた第1回文官高等試験に首席合格し、同年12月司法省判事補に任ぜられた。翌1890年10月に白河区判事に補せられた後、1892年2月には会計検査院検査官補に転じた。1896年7月に法制局参事官兼務、翌年4月には会計検査院検査官に昇任した。検査官としての大内は、日清戦争に伴う諸費用に関する監査のため、中国大陸にわたり業務を行っている。1899年3月、法制局参事官専

7) 酒井哲哉「帝国日本の形成」樺山紘一他編『岩波講座 世界歴史 23 アジアとヨーロッパ』岩波書店、1999年、278頁-282頁。

8) 後藤新平『日本植民政策一斑』拓殖新報社、4頁。

9) 後藤新平『日本植民政策一斑』拓殖新報社、11頁。

10) 後藤新平『日本植民政策一斑』拓殖新報社、12頁。

11) 台湾総督府民政部文書課『ルーカス氏英国植民誌』台湾日日新報社、1898年、序。

12) 対支功労者伝記編纂会編『対支回顧録（下巻）』1936年、1365頁。

任となった彼は、後にイギリス植民地に関する調査研究において多くの業績を残した吉村源太郎と同僚となっている。

大内丑之助の植民地官僚としての活動は、法制局参事官時代に後藤新平の要請に従い植民地台湾へ出張したことから本格化する。台湾民政長官後藤新平は、1901年8月3日付で当時内閣法制局長官であった奥田義人宛に「台湾経済ニ関スル調査委託」のため2か月間の予定で大内を台湾出張させるように要請し、¹³⁾ 同年9月7日、台湾総督府民政長官後藤新平の要請により台湾へ出張を命ぜられた。この出張が大内の転機となり、彼は翌年2月に法制局から台湾総督府へ転任している。転任間もない同年3月末、大内は民政長官後藤新平、技師新渡戸稲造とともに、「台湾茶業ノ発達及樟腦専売上其他ノ要務」のため「欧米各国ニ派遣セラレ」¹⁴⁾ たが、大内は主として「其他ノ要務」に従事したと思われる。「台湾統治モ漸ク其緒ニ着キ接ニ集成ノ域ニ達セントスルノ状況ナルヲ以テ此際澳地利白牙利ニ於ケル新設圏『ボスニア』『ヘルツェゴヴィア』等統治ノ実績ヲ調査シ欧州各国カ此等新設圏ニ対スル関係ノ如何ヲ視察スルハ台湾統治上今後ノ実務ニ資スルコト頗ル多ク大ニ得益アルヘキ」¹⁵⁾ であったためである。

大内はこの出張行程途中のドイツに翌1903年9月まで滞在を続け、ドイツのポーランドに対する植民地支配政策を現地調査し、日本の植民地統治政策のための知識を得た。『台湾日々新聞』1903年9月19日に掲載された「波蘭の政治振」と題する大内への取材の中で、ポーランドにおけるドイツ植民地統治について、ロシアやオーストリアと比較しながら意見を述べている。ドイツ滞在中の大内の活動については、1904年3月、日本政府はプロシアの官僚ゲオルグ・ミハエリス (Georg Michaelis) を含む3名に対し旭日中授章の叙勲を行った際の理由である、「台湾総督府参事官大内丑之助曩ニ普国滞在中ブレスラウ州庁ニ於ケル官庁事務取扱方及波蘭人統御政策ニ関スル事項調査ノ際有益ナル資料ヲ給シ懇切周到ナル援助ヲ為シ完全ナル調査ヲ遂ケシメタル等其功績少ナカラサル廉ヲ以テ」から伺うことができる。¹⁶⁾ ミハエリスは大内が独逸学協会学校で学んだ際の教師でもあった。ミハエリスは大内の優秀さとドイツとの関係について、自伝の中で以下のように述懐している。

13) 「法制局参事官大内丑之助台湾へ出張ヲ命スルノ件」, 国立公文書館所蔵『任免裁可書』任B00275100。

14) 「台湾総督府民政長官後藤新平以下三名欧米各国へ被差遣ノ件」, 国立公文書館所蔵『任免裁可書』任B00294100。

15) 同前「別紙理由書」。

16) 「普国ブレスラウ州庁オーベルプレジチャールラート勲三等ドクトル、ゲオルグ、ミハエリス以下三名勲章加賜並叙勲ノ件」, 国立公文書館所蔵『叙勲裁可書』A10112581300。

「我々の当時の学生たちは、今や、枢密院顧問官や知事といった高級官僚になっていたり、あるいは大学教授や有力な議員だったりする。彼らのうちの何人か、つまり大内[丑之助]、有松 [英義]、岡本 [芳二郎]、は、戦争前の何年か比較的長期にわたってドイツに滞在していた。前二者は、私がそのころ所属していたヴェストファーレンやシュレージエンの官庁に詳細な情報を求めに来ては、我々のもとの仕事を理解し精通していった。彼らは他の国出身のたいていの外国人よりも、ドイツのことをよく知っていた。これらの友人たちは、長い戦争にもかかわらず、また率直な音信が妨害されたにもかかわらず、ドイツのことを正当に理解して、敬慕の念を絶やすことがなかったのである。」¹⁷⁾

帰国後、民生部通信部業務をこなしながら参事官としての勤務を続けた大内は、ドイツ滞在時にロシアからの独立を希求するポーランド人民族運動家とも親交を結んでいた。日露戦争時には台湾総督府参事官であった大内に宛て、その民族運動家から日本の勝利を望む書簡が届き、¹⁸⁾ 大内はこれに返書を書いたが、大内書簡はヨーロッパにおいてロシア評論家として有名であったシダコツフ (Bresnitz von Sydacöff) の著書『光栄の日本』に掲載された。¹⁹⁾ また、1905年には、『海底電線論』を著し、日本帝国の安定的発展のためには自力で海底電線を敷設することの必要性を説いている。²⁰⁾

ドイツにおいて植民地統治実務を学び、それを台湾における日本植民地統治実務に活用した大内ではあったが、1906年4月、病のため休職のやむなきに至り、千葉県における療養生活を余儀なくされた。

しかし、1907年12月に関東都督府法律制度取調委員を嘱託された後、1908年2月、関東都督府事務官に転じ、日本帝国の新たな影響圏において勤務することとなった。ここでも初代満州鉄道総裁兼関東都督府顧問として関東州にあった後藤新平との密接な関係が窺われる。1908年5月、民政部庶務課長、1909年5月には関東都督府外事総長兼任となり勅任官である高等官2等に叙せられ、文官としては民政長官に次ぐ地位に任ぜられた。しかし、1911年5月には外事総長の任を解かれ、1913年8月からは関東都督府大連民政署長に任ぜ

17) Georg Michaelis, *Für Staat und Volk*, 1922, S.130. 堅田剛訳「『独逸協会学校』教師としてのゲオルグ・ミヒャエリス (2・完) —『国家と国民のために』より」『独逸法学』第六五号、2005年3月、135頁。

18) 「波蘭志士の檄」『台湾日日新報』1904年2月19日。紙面で「波蘭志士某氏」とされているこの民族運動家は、ロシア領ポーランド生まれ、シベリア流刑などの経歴から、親ドイツ民族運動家として有名であった Władysław Studnicki (1867年-1953年) であると考えられる。

19) Bresnitz von Sydacöff, *Aus dem Reiche des Mikado und die asiatische Gefahr*, Leipzig, 1904, S.68-70. (波蘭シダコツフ著・日本田原禎次郎訳『光栄之日本』東京博文館、1905年、108頁-111頁)。

20) 大内丑之助『海底電線論』台湾日日新報社、1905年。

られた。その後は勅任民政署長として大連に留まった。

また、大内は日本の影響圏である「満洲」における産業振興についても尽力し、関東都督府外事総長および大連民政署長時代を通じて、南満州鉄道株式会社等の「利源開発の新機関」が主導する開発政策の推進に努めた。²¹⁾ こうした彼の姿勢は、「専ら植民行政的観点から、産業の奨励に力を致し、大連民政署長に転ずるや、大連の開発に意を用い、特に商業の指導に全幅の努力を傾けた」²²⁾ として当時の人々に高く評価された。彼の大連民政署長任命は、官僚のキャリアとしては左遷と見られたが、²³⁾ 大連在住の邦人たちには歓迎された。

このように日本帝国の植民地・影響圏における政策立案・実行に影響力を有した大内であったが、彼が確立したとされる政策のうち最も知られたものは「関東州に於ける阿片制度を確立」したことであったとされる。1917年3月の報告書『支那阿片問題解決意見』において大内は、「日支親善ノ両国間ニ高調セラルル今日ニ於テ阿片問題ニ対スル帝国政府ノ態度ヲ確定スルハ他ノ問題ニ比シ更ニ一層緊急ナルモノニアリ是本論ヲ草スル所以ナリ」²⁴⁾ とし、「漸禁主義」に基づく専売制度の確立を強く主張している。²⁵⁾ 専売制度のために阿片利権を持っていた石本鎖太郎と協調して慈善団体宏済善堂の戒煙部に専売を許可し、そこから特許料を関東都督府に納めさせる仕組みを構築した。この結果関東都督府は帝国議会の審議に付されない莫大な収入源を得ることとなった。²⁶⁾

このように大内は、台湾総督府参事官時代に植民地統治実務に関する知識を身に付け、後に関東都督府勤務に転じてからも、その実務経験を生かして行政運営に寄与したと考えられる。関東都督府大連民政署長時代には、寺内正毅内閣の内務大臣兼鉄道院総裁となった後藤新平の政策立案に提言を行い、植民地・影響圏に対する外交政策の立案にも貢献している。後藤新平が寺内首相に提出した「対支政策之本案」の調査資料であり、本案にも後藤の「大体所見一致せり、一応御一覽奉願度候也」との意見とともに添付された「帝国之対支方針私議」を大内は作成している。²⁷⁾

21) 『朝鮮及満洲』第76号、1913年11月、28頁。

22) 対支功労者伝記編纂会編『対支回顧録(下巻)』、1936年、1365頁。

23) こうした事情について関東都督府に技師として勤務した松室重光は、「庶務課長にして後に大連民政署長たりし大内丑之助氏はよく大局に着眼して縷々重要なる献策を致されしも時の長官白仁氏には寧ろ敬遠せられ居たるやうに覚ゆる」と回想している。松室重光「追懐記一歴代都督の面影と都督府時代の功績者」関東局文書課編『関東局施政三十年業績調査資料』関東局文書課、1937年、583頁。

24) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』、1917年3月、「緒言」。

25) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』、204頁。

26) 山田豪一『満洲国の阿片専売—「わが満蒙の特殊権益」の研究』、汲古書院、2002年、24頁-25頁。

27) 水沢市立後藤新平記念館編『後藤新平文書』、水沢市立後藤新平記念館、1980年、12-23(マイクロフィルム資料)。

関東都督府においても、台湾総督府時代同様日本の植民地・影響圏統治に大きな貢献を成した大内であったが、1918年12月、病のため依願免本官となった。翌1919年1月には、長年の勤務に対し特旨により従4位勲3等に叙せられた。その後も1923年6月、外務省アジア局嘱託として「支那ノ事情ニ通シ居ル者」として「文化事業実施方法等ノ調査研究」に従事した。1924年4月から9月にかけて、短期間ではあるが岩手県梁川村長も務めた。その後は1932年房州北条（現在の千葉県館山）に閑居したようである。しかし、同年秋、「満洲国」を視察するなど日本帝国の影響圏情勢に関心を寄せ続けた。滞在中に病を得て帰国し、1934年5月24日に逝去した。享年69歳であった。

3. 大内丑之助の植民地統治認識

本章では、大内丑之助の植民地統治認識を見ていきたい。前章で見たように、大内の植民地官僚としての経歴は、日本のキャリア植民地官僚における人材供給という面から見ると、「内地からの転任」によって着任し、「植民地から植民地へ転々とするキャリア官僚」といった特徴を持っていた。大内に関する人事は、「それぞれの官僚が関係の深い集団の影響によって左右される」、すなわち「法律もしくは政策などの確立された制度によってなされるのではなく、人間関係というおよそ制度とはかけ離れた次元によって決定される側面が強い」当時の植民地人事を象徴するものであったと言えよう。²⁸⁾したがって、大内丑之助の植民地統治認識を分析することによって、彼が活躍した明治から大正にかけての時代における植民地官僚集団の統治認識を析出することができると思われる。以下、彼が勤務した台湾総督府、関東都督府両時代に分けて検討してゆく。

（1）台湾総督府時代

前章で見たように、法制局参事官時代に台湾総督府民政長官後藤新平の要請によって台湾総督府参事官に転じた彼は、後藤の「欧米出張」に随行し、途中でドイツに留まり、「深く植民地行政を研究」した。²⁹⁾当時の日本は、台湾における植民地統治が「漸ク其緒ニ着キ接ニ集成ノ域ニ達セントスルノ状況」であると見ており、彼らをヨーロッパに差遣することを通じて、オーストリア・ハンガリーにおける「新設圏」であるボスニア・ヘルツェゴビナ等の「統治実績」を「調査」し、ヨーロッパ各国がこれらの「新設圏」に対してど

28) 加藤聖文「植民地における官僚人事—伊沢多喜男と植民地—」大西比呂志編『伊沢多喜男と近代日本』芙蓉書房出版、2003年、111頁-112頁。

29) 対支功労者伝記編纂会編『対支回顧録（下巻）』1936年、1365頁。

のような態度で臨んでいるかを「視察」し、「台湾統治上」の「今後の実務に資する」ことを期待していた。³⁰⁾

大内はドイツ連邦を構成するプロシアのブレスラウ州庁において、同州幹部であったミハユリスの「援助」の下に「官庁事務取扱方」および「波蘭人統御政策ニ関スル事項調査」に従事し、「完全なる調査」を成し遂げたとされる。³¹⁾

ドイツの内国植民地であったポーランドにおける統治実務を学んだ大内は、どのような統治認識を有していたのであろうか。帰国後大内は、『台湾日々新聞』による取材に答えて以下のように述べている。なお、引用には適宜句読点を付している。以下同様である。

「私は、数ヶ月間独逸の官庁にありて波蘭統治の状況や百般事務取扱の様態を見ましたが、独逸の波蘭統治に就ては参考にすべきこともあらうと思ひます。波蘭は、独逸と露西亜墺地利とによりて分割せられましたが、此三箇国は何れも統治に苦慮して居ります。露西亜は非常な威圧で治めて居ますが、墺地利は之と反対で放任政策を取り、又独逸は同化主義を取りて居ます。處が波蘭は、往時貴族の政治で農民を苦しめて居た際は甚だ弱かったが、其後貴族と農民の間に中等人民が出来て弁護士や医師や新聞記者等が中心となりて貴族は勢力を失ひ、而して農民は勢力を得国民一般の気概は中々盛んになりました。此頃は波蘭を統一して独立しやうといふ意見は、中等社会に喧しい。之れが為めに独露墺の政府は統治に頗る苦慮して居ます。独逸の同化主義といふものも容易に功を奏せず、勿論独逸には威圧の力があるけれども、波蘭人は旧教徒であるため、独逸が威圧する傾きあれば独逸の旧教徒に訴へて独逸政府を牽制させるので、独逸は威圧することも出来ぬ。斯かる事情ありて、独逸の波蘭統治は成功とは言はぬけれども、百般の施設を細かに見ると参考とすべきことが多いやうです。」³²⁾

ここで大内が参照しようとしているのはドイツの経験である。ドイツ、ロシア、オーストリア3国のいずれの植民地統治政策も問題点を抱えているが、ロシアの「威圧的」統治やオーストリアの「放任政策」と比較すると、「同化主義」的なドイツの植民地統治政策は、「容易に功を奏せず」であり「成功とは言わぬ」というものの参考すべきところが多い、との認識を示しており興味深い。大内のこうした統治認識について『台湾日日新報』は、「同

30) 「台湾総督府民政長官後藤新平以下三名欧米各国へ被差遣ノ件」国立公文書館所蔵 任 B00294100。

31) 「普国ブレスラウ州庁オーベルプレジヂャールラート勲三等ドクトル、ゲオルグ、ミハユリス以下三名勲章加賜並叙勲ノ件」国立公文書館所蔵 A10112581300, 1904年3月10日。

32) 「波蘭の政治振」『台湾日日新報』1903年9月19日。

参事官は他日波蘭の統治に就き詳なる論述を為す筈なり」³³⁾と予告していた。実際に台湾総督府内で報告会が1903年11月4日に開催され、広く同僚の間で共有されたのであった。³⁴⁾

大内丑之助のドイツ滞在時の活動は、ポーランド人民族運動家との交流にも及んでいた。1904年に日露戦争が勃発すると、ロシア領ポーランドにおいてはこれを「露国の束縛の下に呻吟せる国民の注意を喚起して自国の成功に加効せしむる」³⁵⁾好機ととらえロシアからの独立を企図するポーランド人による民族運動が活発化した。こうした民族運動家の1人であるオーストリア領「ガリチエン」在住の「波蘭志士某氏」は、大内に「波蘭志士の檄」と題した書簡と共に、「波蘭義勇軍を組織せんとする趣意書」を送付した。「波蘭志士某氏」は、「大内君貴下、貴下とレムベルグの某所に於て邂逅するや一見旧の如く胸襟を披きて時事を痛論することを得しは僕の光栄と為し且つ快事とせし所なり」と回顧するとともに、「若し夫れ波蘭義勇軍組織及び実行方法に至りては更に画する所あるべし」として、日本との連携を申し出た。³⁶⁾

これに対して、大内は1904年4月17日付で返書を送った。その書簡はロシア評論家として著名であったシダコツフの著書に掲載された。少し長いが全文を引用しておこう。

「余は最近に於て余の手に接到したる貴書に対し、誠意を以て深く感謝す。余は貴書を一読して涕涙の願に交はるを禁ずること能はざるなり。

嗚呼波蘭よ、汝は嘗て東欧羅巴に於ける大国たりしなり。其盛時に当りては、兇悍なる土耳其人の圧迫を受けたる奥太利を危急の境遇より救えるにあらずや。北米合衆国の独立戦争に当りては、汝は自由の為に戦はざりしか。波蘭よ、実に難事は自由の朋友、進歩の伴侶たりしなり。斯る光輝あり、名誉ある武士的義侠的なる国民が、自由を愛する総ての国民より至大の同情を贏得すべきや言を待たずして、当時の波蘭国民は各国の愛好する所たりしも、今や即ち如何、全世界を蔽ふの光栄を荷ひたりし波蘭国民は、果して安くにかある。余は思ふて茲に至る毎に、転た俯仰今昔の感に堪へざるなり。波蘭は既に久しく露国の暴君汚吏の手に辱かしめられ、獐猛野蛮なる莫斯科兵は、波蘭の不幸に対して凱旋の歓声を発せり。何等の無情ぞ。然れども、束縛の下に立てる波蘭人は、猶ほ健全にして鬱勃たる士気は減びず。垢を忍び、耻を包みて、徐ろに自由釈放の時を期待せり。此状態

33) 「波蘭の政治振」『台湾日日新報』1903年9月19日。

34) 『台湾日日新報』1903年11月6日。同日の記事には、「一昨日午後7時より8時半迄民政長官官邸に於て大内参事官の独逸に於て取調べたる事項に関する有益の講話あり。傍観者は各局課の高等官数十名なりし。」とある。

35) 波蘭シダコツフ著・日本田原禎次郎訳『光栄之日本』東京博文館、1905年、108頁。

36) 「波蘭志士の檄」『台湾日日新報』1904年2月19日。

は日本国民の十分諒知する所にして、暴露に対する憤慨の極、血湧き肉踊れり。而して波蘭の歴史に対する深厚なる同情は、日本国民の脳裏に刻せられて消せず。

欧州各国は、過去百年間に於て、暴露の不徳義にして無意義なる政策に因りて傷害せられたるが、彼の憎むべき白熊は、更に亜細亜の方面に其歩を進め、到る處多くの小弱国を併呑せり。此併呑の手は、幾ばくもなく遂に日本に及び朝鮮方面までも其貪欲の爪は伸びたり。故に吾人日本人は、干戈を執りて、彼れ暴露と戦はざるべからず。全日本国民は、今や一団一塊となりて征露の師に従へり。神は正義を愛し給ふ。此戦争に於ても、神が露国の横暴を罰し給ふなるべし。而して余は堅く信ず。忍耐に忍耐を重ねたる波蘭が、奴隸的境遇を脱するの期近かるべきを。時期一たび到らんか、波蘭は再び自由及名誉の光輝を享有するなりべし。』³⁷⁾

こうした民族運動家との交流は、大内が植民地統治においては、支配者側の論理だけではなく、被支配者側の論理をも知悉することが重要であることを認識していたことを示している。また、日本の置かれた国際的立場を認識しつつ行動できる人物であったことを窺うことができる。

大内の日本の置かれた国際的立場に対する鋭い認識力については、別の著作からも読み取ることができる。彼は1905年に刊行した『海底電線論』においても、海底電線は、「政治上、軍事上、商業上」において「最も重要」であり、「各国」はその「独立に力を画せる」状況にあるが、それに比べて「我国に於ける海底電線の現状」は「実に嘆息に耐へざるものあり」と述べている。若干敷設されているものは「単に各島嶼間を連結せる内国線」が多く、「植民的電線」としては九州と台湾を連結する「一条の海外線」が「単線」としてあるに過ぎず、「往々通信断絶」の恐れを伴っていると指摘する。大内は、日本と「唇齒輔車の関係」にあり、「政治上、軍事上、商業上」において「密接至大の利害」を持つ「清韓兩國」に対してすら「独立せる一条の電線」すら有さず、ことごとく「外国電信会社の羅絆」を受けざるを得ない状況であると危惧している。³⁸⁾そして、「清韓二国」において、「電線陸揚地点」を選定し敷設の「権利を取得」する必要を説いている。海底電線は、将来日本が「商業上、政治上、軍事上」において国際的「大飛躍」を為すためには「怠るべからざる」具体的政策であったのである。³⁹⁾

37) 波蘭シダゴツフ著・日本田原禎次郎訳『光栄之日本』東京博文館、1905年、109頁-111頁。

38) 大内丑之助『海底電線論』台湾日日新報社、1905年、78頁。

39) 大内丑之助『海底電線論』台湾日日新報社、1905年、87頁。

（2）関東都督府時代

台湾総督府参事官として統治業務に従事した大内は、日露戦争によって日本がロシアから継承した関東州租借地における統治業務を行う関東都督府に転じた。先述のように、同地で彼は、関東都督府参事官、庶務課長、外事総長、大連民政署長などを歴任し、日本が新たに獲得した新たな影響圏において植民地官僚としての手腕を発揮した。以下では、関東都督府時代の大内の植民地統治認識について、現地住民観、外地邦人観、関東州における阿片制度への関わり、産業奨励、対中国政策構想等を具体的に検討しながら論じたい。

植民地官僚としての大内丑之助の現地被統治住民観については、関東都督府参事官として『台湾日々新報』に掲載された「土人の官吏任用」と題する論考から窺うことができる。それは以下の通りである。

「余が台湾を去りて以来、同島の進歩が実に驚くべき快速力を以て行はれたるは、余の慶欣措かざる所なり。既に鉄道の全通殖産の勃興あり、灌漑工事の着手其他生蕃統理等各其図に当り、之に伴ふ新富源の開拓も亦顕著なる進歩を驚讚せるもの固より怪しむに足らず。特に台湾の統治は、範を他の割譲地、占領地に垂れたるのみならず、諸外国に対して其経営の跡を研究せしむるに至りては、我植民史上の一大光彩たり、帝国の一大誇尚たりと称せざるを得ず。古来植民国が土民の風俗習慣等に付て、何等尊重する所無く直に本国の文明に同化せむとして、挽回すべからざる失敗を來たしたる事例頗る多し。帝国は此等成敗の跡に鑑み、土民の旧慣を調査し、尊重し、大和民族の文明を以て直に新附の民に強ひざるの方針を取り、一面土民を教育して知識を開発せしめ、植民地の発展に資するに努めたり。此点は、樺太、韓国、並に関東州等に於て、当に学べき一大教科たるは弁を待たず。土人啓発を説くの序に一言し置かむ。島外厦門福州なる台湾人の教育事項も亦、決して等閑に附し難し。須らく日本国語を彼等に注入するの便法を開くは急務の一つなるべし。之に依りて、他日対岸貿易の促進の功を取めむと疑ふべからざれば也。若し夫れ島内土民の教育方針並に手段に関しては、幾多希望を懐抱せざるに非ざれども、今姑く之を措く。要するに島民開化に伴ふ方法として、土民を官吏に任用するの途を開くは蓋し植民政策上の条件には非ざる乎。土民の資格ある者を相当の官吏に任用し、土地の人民と密接親善の關係を執り、以て帝国のリベラル、プリンシプルのある所を民間に熟知せしめ、土民を挙げて真に帝国赤子の一分子たるの觀念を自發せしむるに至らむ事は、台湾統治に於て一新生面を披く所以ならずとせむ耶。

台湾統治に関し新聞紙の及ぼす勢力の偉大は絮説を須めず。奈翁は曾て語れり、反対の四新聞紙は十万の貔貅に優る。植民地に於ける新聞紙の努力が、土民に対して如何に強大

に且深刻なるかは想像するに余りあり。中外に嘖々たる今日台湾統治の成功に就ては、治者其人を得たるに由ると雖も、亦台湾日々新報の与て力ある事は誰か復疑はむ。将来益々島地開啓に努められむとを切望に堪えず。

終に、新聞紙の記事に対しては、孰れの邦国と雖も、孰れの日にか必ず相当の責任を負はざるべからずと云ふ。左らば貴社各位が、此上にも慎重の態度を持って日々の文壇に臨まれむを併て切望す。」⁴⁰⁾

自らも関与した台湾統治を成功例と考える大内は、それを樺太、韓国、関東州などの他の影響圏にも及ぼすべきであると主張しているが、一方的な同化ではなく、現地の「旧慣」を考慮した上で同化政策を推進していく必要性も説いている。単純な内地延長ではなく、植民地における「特殊性」をも主張する彼の主張には、総督や都督といった植民地行政責任者に一定の裁量権を認めるべきであるとする方向性も見取れる。⁴¹⁾ 被統治民に対しては「啓発」が必要であり、その1つの手段として、官吏への登用を提案していることもその表れであると思われるが、こうした彼の認識は、台湾総督府から関東都督府への大内の異動に伴って植民地・影響圏において次第に共有されていったものと思われる。

実際に、関東都督府において大内と同僚であり、大連民政署長を経て外事総長を務めた吉村源太郎が、拓殖局嘱託時代の1920年7月、雑誌『時潮』に寄稿した「朝鮮代表を帝国議会に送るの可否」と題する「朝鮮の民衆に帝国の民たる自覚」を与える制度として提唱された「朝鮮代議制」に反対する論考の中にそうした例を見ることができる。吉村は、朝鮮統治において「朝鮮人の帝国臣民たる自覚」を養うことは「朝鮮統治の根本方針」ではあるものの、「朝鮮代表者を帝国議会に送ること」はそのための「唯一の手段ではない」と述べたが、それは、吉村が「国情民度」に関係なく「朝鮮代議制」を唱えることは「悪平等」に過ぎない「浮調子の事業」であると考えていたためであった。それよりも、吉村は「都邑村落」における「下級地方行政」において「堅実なる政治的訓練」を受けることこそが重要であると主張した。⁴²⁾ こうした吉村の主張は、大内の主張である「土民の資格ある者」を「相当の官吏」に任用し、「土民」に対して「真に帝国赤子の一分子たるの観念」を「自発」せしめ「台湾統治」に活用すべきであるとの主張と重なっているのである。

40) 『台湾日日新報』1908年5月5日。

41) 日本本国と植民地台湾との関係をめぐる論議については、春山明哲「台湾旧慣調査と立法構想—岡松参太郎による調査と立法を中心に」『台湾近現代史研究』第6号、1988年10月を参照。本国と植民地全体との関係については、酒井哲哉「帝国日本の形成」『岩波講座 世界歴史』第23巻、岩波書店、1999年、を参照。

42) 吉村源太郎「朝鮮代表を帝国議会に送るの可否」『時潮』1920年7月、67頁。

現地被統治民に対して上記のような認識を有していた大内丑之助は、植民地・影響圏に居住する現地日本人についてもあるべき姿を提唱していた。1912年2月に『満韓之実業』に関東都督府参事官として寄稿した「在外邦人の二大欠点」がそれである。そこには植民地・影響圏における現地住民と日本人のあり方の相違に関する認識が見て取れて興味深い。彼は、「帝国国運の隆昌」に伴って日本の「経済界」は「急速の発達」を遂げ日清戦争以前とは「隔世の感」があり、東アジアにおいて「一大経済的勢力」を為すに至ったとして、これを「寔に欣ぶべき現象なり」と述べつつも、「当業者の海外に於ける活動振」には2つの「欠点」があるとす。それは、第1に、「海外」に在っても「国権の庇護」を求める「依頼心」であり、第2に、「邦人相互」の不必要な「競争」であると指摘する。彼は、日本人は、「人格」、「徳義」、「智能」、「技量」においては「白人」や「清人」に劣らないが「敢為邁進の勇氣」に欠ける傾向があるため「海外」に在っても「国権の庇護」や「他人の庇護」を安易に求める「依頼心」を持ち過ぎているため、「勞せずして時功を収めんこと」を望み、いたずらに「他人の先蹤」を追う結果、「邦人間」に「同志打の陋態」を演ずるきらいがあると述べる。こうした邦人同士の「競争」は「共倒」を招き「利権の伸張」を阻害するため、こうした弊害を「矯正」することによって「今後の国運」を「刮目」すべきものにするべきであると主張したのであった。⁴³⁾

大内は、1913年11月には、『朝鮮及満洲』誌上に、こうした論点をさらに体系的に論述した「満洲の利源開発と邦人の増加」と題する論考を寄せ、労働社会のあり方から日中関係を展開した。彼は、「満洲の新天地」に「多数の同胞」を短期間の内に「移植」しようとすることは「議論上」は可能であるが現実的ではないとし、それは、「満洲に於ける労働社会」は中国人の「独占舞台」であるからだと述べる。中国人は1日10銭程度の生活費で「筋骨逞しき其体軀」を用いて「牛馬の如く」に働くのに対し、「空手空拳」の「内地人労働者」はそうすることができないため「純然たる労働競争」において「内地人」は現地中国人の「敵では無い」からである。大内は、この「純然たる労働社会」を「手足をば牛馬の如くに働かす下級の社会」と規定し、元来「余りに怜悯」である日本人労働者は「樂をして甘い物を食い度いと云ふ根性」を有しており、「無念無想で労働を神聖視するの精神」に乏しく、「満洲の新天地」における「激甚なる競争場裡」で中国人労働者と同じ土俵に立つては「勝敗の数は明か」だと主張した。では大内は、いかなる方策が適切であると言うのであろうか。彼は「満洲開発の使命」を帯びている日本人は、「如何なる方法」によって「満洲に移植」すべきであり、「満洲に於ける邦人増加策」は「如何なる形式」によって推

43) 大内丑之助「在外邦人の二大欠点」『満韓之実業』第74号、1912年2月、33頁-34頁。

進されるべきであるかについて、「利源開発機関の新設」を提唱する。それはいわば植民地・影響圏における労働の住み分けの主張である。すなわち、「監督者」や「技術者」としての領域を日本人が担い、その下で働く「下層の労働者」として現地の「労銀の安き」中国人を用いるのが適切であるとするのである。彼は、「智力を働かす方面には日本人を要し、筋力を働かす部面には支那人を使用し、両々相俟って始めて美果を挙ぐる事が出来るのである」と述べている。そして、これを中心となって推進するのが「利源開発の新機関」であり、これが「邦人を吸収」し、その「邦人」が中国人を「使役」して「満洲を開発する」ことが「最も安全なる策」であり、かつ日中両国にとっても「利益多き事」と考えていた。「利源」の「開発」は「富の増加」をもたらし、「富の増加」は「購買力」が「旺盛」となり経済的な発展がもたらされると言うのである。「開発の首脳」たる「機関」を通じて「満洲開発」と「邦人の増加」を並行して進めるべきであるというのが大内の主張であり、前述の下級官吏への現地住民の登用と通底する主張である。⁴⁴⁾

このように大内は、台湾総督府参事官時代に植民地統治実務に関する知識を身に付け、後に関東都督府勤務に転じてからも、その実務経験を生かして行政運営に寄与したのである。関東都督府大連民政署長時代には、寺内正毅内閣の内務大臣兼鉄道院総裁となった後藤新平の政策立案に提言を行い、植民地・影響圏に対する外交政策の立案にも貢献した。後藤新平が寺内首相に提出した「対支政策之本案」の調査資料であり、本案にも後藤の「大体所見一致せり、一応御一覽奉願度候也」との意見とともに添付された「帝国之対支方針私議」を大内は作成している。⁴⁵⁾ 大隈内閣の打倒に活躍した後藤新平は、寺内内閣の対支外交方針の樹立に奮闘することを期待され、「内閣の更迭によって変遷せざる一貫したる国策」としての「新対支外交」の樹立を寺内首相に進言したが、1916年12月19日に開かれた貴衆両院各派代表に対する予算内示会においても何等の方針も示されなかったことに懸念を深めた後藤は、「対支政策本案」なる具体案を作成したが、その際、大内の作成した調査資料「帝国之対支方針私議」を添付したのであった。

後藤は、「今次内閣更迭ノ主因」は「対支政策ノ失敗」にあるとし、新内閣は「当然ノ責務」として「根本政策」から「改善」する必要がある、「新内閣ノ対支政策ノ大綱」を主要政党の「首領」に示し「対支政策ノ刷新」における「挙国一致」体制を整えることを重視した。そして、「内外ノ人心ヲ一新」するために「吃緊事ニ属ス」ものとして、①日本人による「支那ノ動乱」を「挑発」する「言行」を戒め、いわゆる「支那浪人」を「一時帰還」させる

44) 大内丑之助「満洲の利源開発と邦人の増加」『朝鮮及満洲』朝鮮雑誌社、1913年11月、27頁-28頁。

45) 大内丑之助「帝国之対支方針私議」水沢市立後藤新平記念館編『後藤新平文書』、水沢市立後藤新平記念館、1980年、12-23（マイクロフィルム資料）。

こと、②日本主導の「東亜経済同盟」の基礎の確定、③中国の経済・財政上の困難救済のため「巨資ヲ放下」し中国人の対日感情の改善を行うこと、④「巨資」の財源は「阿片漸禁主義ノ断行」にあることを日中の共通認識とすること、⑤「阿片漸禁主義」のためにイギリス政府と「交渉」し、「阿片輸入」の「禁止」を謳った「英支条約ノ実施」を見合わせ「阿片専売制度」の下に「輸入」を継続すること、⑥中国人に「新東洋実業銀行」を創立させ日本から「資金」を「供給」し、その「報償」を「阿片専売ノ収利」で「充当」させる仕組みを構築すること、⑦「誤リタル阿片制度」から生ずる「仮文明ノ虐政」を「排除」し、「真正人道ノ主義」を「徹底的ニ実行」し、「道義経済両全ノ恵沢」を得られるよう中国政府に勧告すること、⑧「阿片漸禁法」が「人道主義ヲ実現スヘキ真正文明ノ制度」であることについて日英間で「十分意思ノ交換」を行い、インド産阿片の「輸入」を許すと共に「阿片漸禁法ノ断行」への「助力」する旨の「協約」を「締結」すること、の8項目を主張したのであった。⁴⁶⁾

この後藤新平の主張の基となる資料が、大内の「帝国之対支方針私議」であった。非常に詳細な現状分析と提言から成る大内の「私議」は、彼の実務官僚としての経験を踏まえた極めて具体的かつ論理的なものであると共に、彼の対中国政策構想を明確に示しており興味深い。

こうした後藤新平の提案の資料となった大内の「帝国之対支方針私議」とはどのような内容であったのだろうか。大内は、中国大陸について「保全主義」および「門戸開放主義」を採用することを提起したが、同時に「保全主義」については、「必要ノ場合」においては「兵力ヲ以テ之ヲ擁護スルコト」を想定していた。日本の中国大陸に対する積極的介入の考え方を持っていたのである。そして、中国大陸を「保全」するためには、当時様々な機会に喧伝された「南北二分論」、「満蒙帝国論」、「満蒙処分論」等を抑制し、中国の「統一強固」と「経済ノ発達」、「文化ノ普及」という「三大要件」に適合的な政策が必要であると主張した。そして、そのためには「内政干渉主義」を「臨機適用」することを想定していた。それは、大内が、当時の中国大陸の諸勢力が、十分な対外的「抵抗力」を有せず、加えて「国民性」に起因する「内潰」の恐れがあると認識していたことを意味している。「国民性」に列挙された項目は、大内の現地住民観を知る上で重要である。大内は、中国人について、「個人主義」、「事大主義」であり、「物質主義」であり「実利的」かつ「自利的」であると、それ故に「国家的観念」を有さず、「尚文卑武」であり「口舌ノ民」であると考えていた。

そして、そうした把握に立って、中国の統一および経済的・文化的発展にとって困難と

46) 後藤新平「対支政策之本案」水沢市立後藤新平記念館編『後藤新平文書』、水沢市立後藤新平記念館、1980年、12-23（マイクロフィルム資料）。

なる13事項を列挙する。これらは大内にとって、日本の指導下で改善されなければならない事項であった。それらは、中国人が、①「口舌ノ民」であり「党同伐異ノ民」であるために「共和政体」に適さないこと、②「各師団」は「主将ノ私兵」であるため「兵制確立」が困難であること、③「租税ノ収入」は少なくないが「官吏ノ腐敗」のために「財政整理」が困難であること、また、中国大陸においては、④「輸出輸入税ノ改正」は「列国ノ同意」を有する上に「会社経営ノ材能」が乏しく「科学的知識」を欠いているために「産業保護政策」が実行困難であること、⑤「列国ノ勢力」が強く「主権ノ行使」が困難であること、⑥「幣制ノ改革」が容易でないこと、⑦「阿片ノ吸飲」が「痼癖」となっていること、⑧「国語」が「不整理」であること、⑨「交通」が「発達」していないこと、⑩「警察力」が弱いこと、⑪「匪賊」や「秘密結社」が多いこと、⑫「衛生設備」が「皆無」であること、⑬「文化普及機関」が不十分であること、であった。

上記の諸事項は、大内にとって中国大陸の「統一強固」と「経済ノ発達」を図る上で大きな「障碍」であり、その「改善」は「容易ノ事業」ではないと映ったが、日本が「実力」をつけて「改善」を主導することを通じて、「列強」に「東洋」を「覬覦」させ、「日本ノ大方針」である「亜細亞人ノ亜細亞主義」を実現し「正義公道」を行う必要があると考えていた。そして、もし中国政府が中国大陸を「統一」することができない場合には、日本が代わりに中国大陸の「統一」に乗り出し、中国大陸を「保全」して「統一強固」たらしめると共に「経済及文化ノ発達」を図ることも辞さないという認識を有していた。

大内は、「日本ノ大方針」を実現するために必要なことについて、中国においては、①日本を「蛮夷視」する「旧慣」と欧米を「優秀」とする「思想」の排除、②「事大主義」かつ「虚栄漢」のために欧米に依存しようとする考え方の排除、③日本の「誠意」を疑い「以夷攻夷ノ策」を採用することを回避すること、の3項目を挙げていた。また、日本においては、①中国大陸の「統一」を「妨碍」したり、「妨碍」を「煽動」したりしないこと、②中国人の「悪感」と「猜疑」を惹起する「言論」や「所為」を避けること、の2項目が重要であると指摘した。これは日本の様々な勢力が、「宗社党」、「南方派」、「北方派」、「帝政派」、「個人崇拜派」等に分かれてそれぞれが中国大陸に介入を企図し、それを「新聞紙」等が煽っていた状況を危惧したものであった。

以上の「方針」を踏まえた上で、大内は「官民ノ採ルヘキ方針」として、①日本の「経済勢力ノ扶植」に関して8項目、②日本の「文化ノ普及」に関して7項目、加えて、③日本人の中国人に対する「態度」に関する注意点を5項目挙げている。

日本の「経済勢力ノ扶植」に必要な項目としては、①日本の「勢力圏」である「満洲」および「福洲」を「根拠」とする「鉄道ノ敷設権」の獲得、②「東洋」および「南洋印度」

の「航行権」、特に中国における「沿海河川ノ航行権」に関する「優越ナル地位」の確保、③「有望有利」な「製造工業」を「日本ノ単独資本」に基づき「経営」する「方針」の確立、④中国の「各都市」における「電灯」、「電車」、「電話」、「瓦斯」、「水道」等の「利権獲得」を図ること、⑤「鉄鉱」や「石炭」を中心とする「鉱業権」を獲得すること、⑥「満洲」における「大豆」や「山東」における「綿花」等をはじめとする「農業ノ改良」を図ること、⑦「商業」における「新市場ノ開拓」を図り、日本人商人が中国における「国際貿易」に従事するように努めること、⑧「放資会社」等の「充実」と「統一」を図り、「自殺的競争」を避けるよう努めること、が挙げられている。

また、日本の「文化ノ普及」に関しては、従来の政府のような「文化的開発」を「等閑」に付すような態度を改めることが重要であるとした上で、①中国に「病院学校」を設立すること、②留学生に対する「保護」と日本政府の対中国「国是」の周知を行うこと、③中国における「法令」や「旧慣」を調査した上で、中国に「特殊ノ事項」を除いて日本と「司法」上の「共同」化を図ること、④中国における「動植物」、「地質」、「建築」、「歴史」、「哲学」等の「学術上ノ研究」を行い、「東西文明融合事業」に資すること、⑤上海、北京、奉天に「漢字新聞」を、上海には「洋字新聞」を「発行」して日本の「国是」の「周知」を図ること、⑥中国の「中央政府」および「地方政府」に「政務顧問」として日本人を「傭聘」させる「方針」を採ると共に「税関吏員」を「増加」させること、⑦適切な「条件」や「方法」により中国政府に「兵器」を「供給」する「方針」を講ずること、の7項目を挙げた。

大内は、「経済上ノ勢力」は「精神上ノ勢力」に「追随」するものであり、「経済上ノ勢力」と「精神上ノ勢力」の「両者勢力」に「政治上ノ勢力」が従うと考えていた。それゆえに、「文化ノ普及」を重要視したのであった。彼は、「日本ノ文化」は「日本固有ノ文化」に中国の「文化」を取り入れて「同化」したものに、さらに「西洋ノ文化」を取り入れて「東洋化」したものであると考えていた。大内は、日中を「同文」であるとし、それゆえ日本は「東西ノ文化」を「一炉ニ融化」する「使命」を有していると考え付けていたのであった。

大内の提議は、中国の「統一」と経済的・文化的発展における日本の「介入」あるいは「協力」を主張するものであったが、それに対する反論、即ちそうした政策は日本にとって「自殺作用」であり将来の「人種競争」の相手に「兵器」を供給するようなものだとの反論に対する論理も用意していた。大内は、こうした反論は「欧米人」のように「異種族」および「異宗教」の被統治「国民」に対して「啓発」の「意図」を持たず、単に「利益」を「収奪」することのみを考えている場合には当てはまるが、日本の場合は共存共栄を目指すものであり「欧米人」とは中国を「開発」しようとする「意図」が異なるため全く当てはまらないと述べている。そして、中国人にこうした日本の「意図」を周知し、中国人が従来の「外

国ノ放資」や「文化ノ普及」に関して持っている「誤解」に陥らないように努め、日本の「誠意アル放資及ヒ文化普及」は「大ニ歓迎スヘキ」ものであることを理解させることが重要であると主張している。

そして「帝国之対支方針私議」の最後において、日本人の中国人に対する「態度」に関する注意点を5項目挙げている。それは、①中国人は日本を海外の「鱗介視」とする「旧習」を未だに有している状況であり、②中国在住の日本人の中には、「経済上」、「教育上」、「風俗上」、中国人に「劣ル者」が少なくないこと、③中国在住の日本人の中には、中国人に対して「財産上ノ不利」を被らせて「平然タル者」がいること、④中国在住の日本人の中には「国賊的行為」を行う者がいること、⑤中国在住の日本人の中には「不正業又ハ醜業」を営む者がいること、であった。

これらは、中国人の「邦人侮蔑ノ事由」となるものであり、「欧米人」にはあまり見られないことから、こうした中国人に対する日本人の「態度」は、中国人が日本人を悪い意味で「欧米人」とは異なる人種であると考えられる原因となっており好ましくないと述べている。実際、「邦人ノ多数」は中国人に対して常に「劣等民」に対する「態度」を取っており、特に「下級邦人」の中国人に対するこうした「行動」は「矯正」を要するものであると考えていた。大内にとって、「個人トノ親善」は日本の「商業」および「利権」を「発達」させる「好個ノ媒介」であり、「誠意」をもって臨むべきものであり、「個人間ノ親善関係」が強固となれば「政府間ノ関係」に「睽離」が生じたとしてもその「影響スル所」は極小で済むのであった。日中関係の基礎となる日本人の中国人に対する「態度ノ改善」は、大内にとって喫緊の課題であったのである。⁴⁷⁾

大内丑之助が関東都督府において勤務していた時期、次第に高まっていく国際的な日本の立場と日中関係の双方に関わる重要な問題として中国大陸における阿片問題があった。前述「帝国之対支方針私議」の中でも、自らの主導権の下における中国の統一および経済的・文化的発展を希求する日本にとって、中国が「内潰」してしまう主要因となりかねない問題として、長きにわたり中国人の「痼癖」となっていた「阿片ノ吸飲」問題が取り挙げられている。大内にとって阿片問題は、日本の中国大陸政策を左右する大問題であったのである。こうした認識に基づき、大内は1917年3月、『支那阿片問題解決意見』と題する報告書をまとめた。その緒言において、彼は、「日支親善」が両国間に「高調」している中、「阿片問題ニ対スル帝国政府ノ態度」を「確定」することは、「他ノ問題ニ比シ更ニ一層緊

47) 大内丑之助「帝国之対支方針私議」水沢市立後藤新平記念館編『後藤新平文書』、水沢市立後藤新平記念館、1980年、12-23（マイクロフィルム資料）。

急ナルモノ」であると述べている。⁴⁸⁾

中国において1842年に阿片戦争が終結して約60年後の1906年9月に、「厳勤周到」なる「十年計画」による「禁止令」が發布され、イギリスによるインド産阿片の「輸出」を「漸減」と共に清国内における「阿片ノ栽培」を「漸禁」する方針が行われてから10年が経過した状況を叙述した「阿片ノ沿革」⁴⁹⁾ 中国国内における「阿片ノ生産及消費」⁵⁰⁾ 状況および「阿片ノ価格」⁵¹⁾ に言及した後、大内は、中国における「禁煙ノ実行ニ対スル施設及其効果」として、中国政府の「十年計画」による「禁煙」は、「法令上ノ根絶」に過ぎず「事実上ノ根絶」ではないと述べ、阿片問題は「国際的承認」を得た「禁止」政策によって解決するほど「簡単」なものではなく、「意外ニ複雑」であるとし、中国の「禁煙」政策は「失敗」であったと断ずる。そして、その「欠陥」を「講究」して「抜本塞源ノ施設」を行う必要を指摘した。⁵²⁾

大内は、阿片「禁止」政策が「失敗」に帰した原因を第5章「禁煙実行上ノ主タル欠陥」の中で、①「医療機関」の不備、②「禁煙」政策に関係する「大小官吏」および「警察官」の職務執行における「不誠実」、③中国周辺国および中国人の「出稼地」が阿片「吸食」を許していること、④「密輸入」の「防遏」が「困難」であること、⑤阿片の原料となる「罌粟」の「密栽」の「取締」が「困難」であること、⑥阿片の「輸入」を「禁止」できない「条約上ノ欠陥」、の5つを挙げている。⁵³⁾ そして、今後「禁煙ノ実」を挙げるためには、「自国ノ力ニ因ルモノ」と「国際的協力ニ俟ツモノ」の2つがあるとして、広範な対策が必要であることを指摘している。⁵⁴⁾

また、阿片の「禁止」が行われるに従い「輸入」が「増加」した「モルヒネ」問題も深刻であると述べている。大内の分析によれば、「モルヒネ」は主として「英国ノ製造会社」によって「供給」されており、日本の「商人」がこれを中国大陸に「密売」しているのが「目下ノ状態」であるとし、現状の中国大陸においては「阿片退テ『モルヒネ』進ムノ傾向」が進行していると指摘した。そして、モルヒネの害は阿片より大きく、その改善のための「識者ノ考慮」が必要な段階を迎えており、さらにはモルヒネ同様増加傾向にある「コカイン」についても注意が必要であると述べている。⁵⁵⁾

48) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、緒言。

49) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、1頁-5頁。

50) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、6頁-43頁。

51) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、44頁-46頁。

52) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、68頁。

53) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、69頁-104頁。

54) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、105頁。

55) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、121頁。

大内は、こうした深刻な阿片関連問題を単に薬物問題とは考えず、「欧米列国」の東洋に対する「勢力発展」と密接な関係を有する問題であると考えていた。中国における阿片問題に対する「列国ノ態度」を「観察」した大内は、欧米「列国」はそれぞれ「相当ノ理由」を「主張」し、時に「義」を語り、時に「自国ノ貿易」を「擁護」するが、「究極」的には「自国ノ勢力扶植ヲ目的トスル」ものであったと断ずる。⁵⁶⁾

その上で、中国と「唇齒輔車ノ関係」にあった日本の「過去ノ行動」は、「何等根本的方針」のない「支離滅裂」、「矛盾撞着」、「当座ノ発作」に基づく、「徹底シタル主張」と「努力」を欠いたものであり、中国人に日本に対する「猜疑」、「怨望」、「憎悪」の「資料」を「供給」するに過ぎないものであった、と大内自身が「聊カ過激」に失すると述べるほどの非難を行っている。⁵⁷⁾

その上で、大内は今後日本が当該問題に対する際にどのような「態度」で臨むべきであるかに言及する。彼によれば、阿片問題に関して日本は、台湾においては「漸禁主義」、朝鮮においては「嚴禁主義」を採用してきたが、それらは「各地ノ事情」を考慮した「適切ノ措置」であったとしながらも、中国において採用してきた「中立ノ態度」を「過去ニ属スル」ものとして批判的に捉えると共に、今後の問題として、「世界ノ棋局」から「東亜ニ対シテ採ルヘキ政策」としてこれまでに比べて積極的な関与を行う政策を提議している。それは、彼の「帝国之対支方針私議」で既に主張されていた「帝国政府ノ採ルヘキ大方針」である「亜細亜人ノ亜細亜主義」に基づいた政策の確立であった。それは、「亜細亜ノ事」は「亜細亜人ニヨリテ之ヲ処理スルノ主義」であり、「欧米主義ノ侵略」を「抑止」し、その「跋扈」を「掃蕩」することを目指すものであった。⁵⁸⁾

こうした「大方針」の下で大内はどのような日中関係を模索したのであろうか。彼は、もし中国大陸が「瓜分」された場合には、「東洋」において日本は「有色人種唯一」の独立国として、その領土の「狭小」さや、「鉄」、「綿花」、「羊毛」、「生皮」、「繊維原料」、「製油原料」などの「工業原料」に乏しいことから「孤立無援ノ地位」となってしまうと述べ、これらの「原料ノ供給地」かつ「工業製品ノ銷售地」として中国は「不可欠地」とであると主張する。中国の欧米列強による「瓜分」は、日本にとっての「二大利益」の喪失のみならず、日本の「独立」を危うくする恐れを伴っているとも述べている。こうした事実にもかかわらず、これまでの日本による中国の「領土保全」に対する関与は「消極的」に過ぎ、到底「帝国ノ大方針」を「遂行」するのに適したものではなかったとし、今後日本は「一

56) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、125頁。

57) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、139頁。

58) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、140頁。

歩ヲ進メテ」,「積極的ニ」中国の「統一強固」と「経済ノ発展」および「文化ノ普及」を図り,中国の「独立国」としての「名実」を備えさせる必要性を主張した。それを基礎として,日中が「同盟関係」を結び,「相共ニ提携」して「西力侵入ヲ阻止」すべきであると構想したのである。⁵⁹⁾

大内は,中国の阿片問題に対する日本の「態度」を定める際には,上記のような「東洋ノ平和」を「永遠ニ確保」するための構想を確立する必要を説いたのであった。大内にとって,阿片は「人類ノ仇敵」であり,この「人類ノ仇敵」に親しむ「国民」は主として「東洋人」であることを考慮した上で,それを脱して「亜細亞人ノ亜細亞主義」を実現するためには,中国の「180年来ノ病癥」である阿片問題を「根絶」するために,「誠意」ある「援助労力」を提供するべきであると主張したのであった。⁶⁰⁾

大内は,阿片問題が既に国際問題となっており,数回にわたる「阿片国際会議」で,「医薬外」の用途における阿片等の「使用」を「禁スヘキ」とするアメリカとインド産阿片の中国大陸輸出という「困難ナル事情」を有するイギリスの禁止への反対といった関係諸国の様々な思惑を背景とした解決策が模索されてきたことにも言及している。そして「阿片問題ノ解決」のためには,①「医療施設」の「普及」,②「密輸入」の「防遏」と「密種ノ取締」の「励行」,③「癒者」の「救治」,が不可欠であると主張した。しかし,阿片の「吸食」は中国大陸における「痼癖」となっており,イギリスがインド産阿片の中国への輸出を「停止」したとしても「到底根絶ヲキスルコト能ハサル」ものであるとも考えていた。⁶¹⁾ その上で具体的な阿片「根絶」策は,「阿片専売局」を設立し,阿片の「専売収入」を「禁煙断行ノ費用」に充当し,「年期ヲ限り」「癒者」を「漸次減少」させ「絶滅」を図る阿片漸禁政策を提議したのであった。⁶²⁾

大内は,こうした「漸禁主義」政策という中国大陸において「禁煙ノ実」を挙げさせる「施設」を「提議」することは,日本にとって「善隣ノ義務」であるのみならず「権利」でもあると考えていた。⁶³⁾ 大内は,かつて勤務した「台湾」の「漸禁主義」が「東洋諸国」における「漸禁主義ノ模範」と「称セラ」れていると述べ,これを中国大陸においても実行することが重要であると主張した。⁶⁴⁾

その上で「若し」中国政府が「帝国政府ノ助言を容レサル場合」には,「到底」日本と

59) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月,141頁。

60) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月,142頁。

61) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月,143頁-186頁。

62) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月,187頁-198頁。

63) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月,199頁。

64) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月,204頁-205頁。

「相提携」して「自彊」を図り、「東洋ノ大局」を「維持」する「念ナキモノト看做スノ外ナカラン」と述べ、日本の「誠意」を「聴カサル場合」は「一事即万事」として日本は更なる「深思熟慮ヲ要スヘキ」事態となるとの認識を示した。⁶⁵⁾

大内にとって阿片問題は薬物依存といった単なる医学上の問題ではなく、欧米諸国の影響力から東洋民族が日本の主導の下でいかに独立性を獲得するかという問題であった。『支那阿片問題解決意見』の結論において、彼は阿片問題が「列国勢力ノ消長」に関わる問題であることを強調する。大内は、インド「以東」における阿片の「禁絶」によってインド産阿片輸出収入を失うイギリスは「多大ノ打撃」を被り、同様にフランスはインドシナ植民地において阿片販売からの税収を失うことから現地「財政」に「一大欠陥」を生じる事態につながると述べ、加えて「東洋民族」の阿片「禁煙」による「自彊」は、欧米諸国による「東洋民族」の「統治」を「困難」にすると期待していた。大内は、「阿片問題解決ノ主眼」は欧米諸国からの「東洋民族」の独立性の回復であり、日本がこの「問題」のために「大努力ヲ要スル所以」であると主張したのであった。⁶⁶⁾

4. おわりに

本稿を閉じるにあたり、これまで検討してきた植民地官僚大内丑之助の経歴と活動、植民地統治認識に見られる特徴をまとめておきたい。

大内丑之助は、独逸学協会学校専修科を終了後、第1回の文官高等試験に合格し、司法官、会計検査官、法制局参事官を経て台湾総督府、関東都督府に勤務した優秀な官僚であった。彼の行政官としての経歴は、日本が初めての植民地である台湾を獲得する以前に始まっており、当初から植民地官僚であったわけではない。植民地を獲得した日本は、それに伴う外地行政を担う行政官を既存の官僚から選び養成したとされるが、本稿で取り挙げた大内丑之助の経歴はまさしくそうした官僚の典型例であったと言えよう。その契機となったのは、植民地行政に大きな貢献を成した後藤新平との知遇を得たことであり、彼の植民地官僚としての経歴と活動は後藤の活動と軌を一にしている。

日本の政治体制は、藩閥勢力の独断場から、国民の支持を背景とした政党が影響力を拡大していく時代を迎えていた。後藤新平はそうした時代において、児玉源太郎や寺内正毅などの藩閥よりの人脈に位置付けられる人物であり、内地議会における意思決定を植民地・影響圏で行われる外地行政にも原則適用しようとする「内地延長主義」に対抗し、植民地

65) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、207頁。

66) 大内丑之助『支那阿片問題解決意見』1917年3月、208頁。

における政党の影響力を極力排除し、植民地に現地情勢に対応した一定の独自性を確保しようとする立場の人物であった。そして大内丑之助もその系譜に位置付けられると思われる。独逸学協会学校に学んだ大内は、ドイツにおける植民行政の実務を現地で学び、「植民政策上」において「各国の経験」を吸収することに熱心であった日本の要請によく応えたと言えよう。

日本が「植民政策上」、調査研究の対象とした国はイギリスを始め、フランスやドイツなど多岐にわたったが、大内は特にドイツ植民政策に通じた植民地官僚であった。第1次世界大戦にドイツが敗北すると、次第に日本に対するドイツの影響力は以前に比べて衰え、代わって数次にわたる日英同盟改定などを通じて関係が深まったイギリスの影響力が大きくなったと思われるが、外地行政における「実地活用の知識」は、対象とした国がどこであろうと、日本の様々な植民地・影響圏で現地行政を担当した植民地官僚によって共有されていったと思われる。本稿で言及した大内丑之助と吉村源太郎の植民地統治認識に見られるように、植民地官僚の統治認識には、拙速な「内地延長主義」ではなく、それを原則としながらも現地の慣習等を考慮した上で独自の行政を容認すべきだと主張する共通点があった。

そこには本国の制度を最善のものとしながらも、植民地・影響圏へのその適用には「啓蒙」が必要であるとする強固な意識と自負が見いだせる。また、大陸政策に関する大内の「帝国之対支方針私議」や『支那阿片問題解決意見』などからは、それを積極的な介入を通して行う「義務」と「権利」を有するとの認識も見て取ることができる。

大内丑之助にとって、植民地・影響圏統治は、日本が主導権を持ちながら欧米諸国の不当なアジアへの介入を排する大義を伴ったものであったのである。欧米諸国の植民地統治経験を参照にしながら「実地活用の知識」を獲得すると共に、日本の植民地・影響圏統治を欧米諸国のそれとは異質なものであると主張する大内に見られる植民地官僚の統治認識は、「亜細亜人ノ亜細亜主義」に基づいており「東洋民族」の独自性回復に寄与するとの強固な植民地官僚共通の認識となり、1932年に成立した「満洲国」で行政を担った官僚たちにも大きな影響を与えたのであった。⁶⁷⁾

67) 例えば、満洲国國務院初代総務庁長官を務めた駒井徳三は、「関東都督府の外事総長大内丑之助氏は、桂公後藤伯に献言し満洲を以て国際法上の永久中立国たらしめんと企図した。併しこの計画が中途に於て挫折するや、同氏は氏特有の高邁なる識見から、満洲に於ける我が企業をこの儘に放置せば我が權益は畢竟退嬰を余儀なくせらるる運命を洞察してこれに備ふべき準備を高唱した。当時在満邦人中に両氏（大内丑之助と樺山資英）の如き達識者ありたるは、まさに鷄群中の一鶴と称すべく、適適私はその頃樺山理事の下に満鉄社員であり、また大内外事総長には特別の友誼に与っていたが、今日にしても當時を顧るに転た感慨深きものがある」と回顧している。駒井徳三『大満洲建設録』中央公論社、1933年、4頁。

大内丑之助経歴一覧

辞令等日付	辞令内容	公布時役職等	出典（『官報』等日付）
1865年4月28日	福島県安達二本松に生まれる		対支功労者伝記編纂会編『対支回顧録（下巻）』1936年、1365頁
1888年9月	独逸学協会学校専修科卒業		獨協学園『目でみる獨協百年』107頁
1888年11月20日	高等試験司法官当選者 大内丑之助 福島県土族		1888年11月20日 官報広告
1888年12月4日	判事試補ヲ命ス 年俸500円下賜		1888年12月8日
1888年12月4日	本所区治安裁判所詰ヲ命ス	判事試補	1888年12月8日
1890年10月24日	補白河区裁判所判事	判事	1890年11月25日
1892年1月1日	予審掛ヲ命ス	判事（白河区）	1892年1月7日
1892年2月10日	任検査官補	判事正八位	1892年2月13日
1892年2月12日	第1部第2課勤務ヲ命ス	検査官補	1892年2月13日
1894年2月1日	第1部第3課勤務ヲ命ス	検査官補	1894年2月2日
1896年7月1日	兼任法制局参事官	検査官補従7位	1896年7月2日
1897年4月10日	任検査官	検査官補兼法制局参事官従7位	1897年4月12日
1897年4月13日	第1部第3課長ヲ命ス	検査官	1897年4月15日
1897年5月25日	第3部第4課課長兼務ヲ命ス	検査官	1897年5月26日
1897年6月2日	第3部第4課課長兼務ヲ免ス	検査官	1897年6月3日
1897年11月9日	第1部第2課長ヲ命ス	検査官	1897年11月11日
1897年11月9日	第1部第3課長兼務ヲ命ス	検査官	1897年11月11日
1898年6月20日	愛知三重岐阜福井石川5県所在各庁会計実地調査トシテ出張ヲ命ス	検査官	1897年6月22日
1899年3月31日	任法制局参事官	検査官正7位	1899年4月1日
1899年4月10日	第2部勤務ヲ命ス	法制局参事官	1899年4月11日
1901年9月7日	御用之有台湾へ出張ヲ命ス	法制局参事官	1901年9月9日
1902年2月12日	任台湾総督府参事官 叙高等官4等	法制局参事官正6位	1902年2月13日
1902年4月5日	御用有之欧米各国へ被差遣	台湾総督府参事官	1902年4月7日 『台湾総督府報』4月5日
1902年4月24日	上京ヲ命ス	台湾総督府参事官	1902年5月8日 『台湾総督府報』4月26日
1902年4月25日	上京ヲ命シタル石塚参事官長参事官大内丑之助事務官伊藤金彌ハ昨25日孰レモ出発セリ	台湾総督府参事官	『台湾総督府報』4月26日
1902年6月13日	既ニ欧米出張ヲ命ゼラレタル後藤台湾総督府民政長官、同府参事官大内丑之助、同府技師新渡戸稲造ハ同十三日孰レモ出発セリ		1902年6月17日
1902年12月24日	叙勲授瑞宝章	台湾総督府参事官正6位	『台湾総督府報』1903年1月16日
1903年9月17日	既ニ欧米諸国へ出張ノ参事官大内丑之助ハ去ル13日帰府セリ	台湾総督府参事官	『台湾総督府報』9月17日
1903年9月30日	陞叙高等官3等	台湾総督府参事官	1903年10月1日 『台湾総督府報』10月10日
1903年10月10日	臨時防疫委員ヲ命ス	台湾総督府参事官	1903年10月28日 『台湾総督府報』10月16日
1904年9月30日	1級俸下賜	台湾総督府参事官	1904年10月13日 『台湾総督府報』10月1日
1905年5月7日	御用之有清国厦門へ出張ヲ命ス	台湾総督府参事官	1905年5月16日 『台湾総督府報』5月12日
1906年4月14日	文官分限令第11条第1項第4号ニ依リ休職ヲ命ス	台湾総督府参事官	1906年4月17日 『台湾総督府報』4月19日
1907年12月1日	大内丑之助氏 関東都督府法律制度取調委員を囑託せらる	休職台湾総督府参事官	1907年12月1日 『台湾日々新報』
1908年2月17日	任関東都督府事務官 叙高等官3等	休職台湾総督府参事官従5位勲4等	1908年2月18日
1908年2月17日	1級俸下賜	関東都督府事務官	1908年2月19日
1908年5月26日	民政部庶務課長ヲ命ス	関東都督府事務官	1908年6月4日
1908年7月24日	兼任関東都督府参事官 叙高等官3等	関東都督府事務官従5位勲4等	1908年10月1日
1908年9月14日	民政長官白仁武不在中代理ヲ命ス	関東都督府事務官	1908年7月25日
1908年11月7日	陞叙高等官2等	関東都督府事務官従5位勲4等	1908年11月9日

植民地官僚の統治認識（加藤道也）

辞令等日付	辞令内容	公布時役職等	出典（『官報』等日付）
1909年5月15日	兼任関東都督府外事総長 叙高等官2等	関東都督府事務官兼関東都督府参事官正5位勲4等	1909年5月17日
1911年5月29日	免兼関東都督府外事総長	関東都督府事務官兼関東都督府参事官兼関東都督府外事総長	1911年5月30日
1911年10月20日	普魯西国皇帝陛下ヨリ贈与シタル星章附王冠第2等勲章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許セラル	関東都督府事務官	1911年10月27日
1912年1月4日	民政長官白仁武不在中代理ヲ命ス	関東都督府事務官	1912年1月18日
1913年8月14日	大連民政署長ヲ命ス	関東都督府事務官	1913年8月21日
1914年7月23日	都督青島へ出張ニ付随行ヲ命ス	関東都督府事務官	1914年8月7日
1915年11月7日	大正三四年事件ノ功ニ依リ旭日中授章及金千五百円ヲ授ケ賜フ	関東都督府事務官従4位勲3等	1916年8月21日
1918年12月25日	依願免兼官	関東都督府事務官兼関東都督府参事官	1918年12月26日
1918年12月25日	依願免本官	関東都督府事務官	1918年12月26日
1919年1月10日	叙正4位	従4位勲3等	1919年1月11日
1919年1月10日	特旨ヲ以テ位1級被進	従4位勲3等	1919年1月11日
1923年6月	外務省亜細亞局囑託「支那ノ事情ニ通シ居ル者ヲ選定シ文化事業実施方法等ノ調査研究ニ当タラシムルコト」		『人事大綱』1923年9月 外交史料館 Ref.B050/50/3800
1924年4月12日	岩手県梁川村村長就任		『岩手県町村合併誌』岩手県総務部地方課, 1957年, 761頁
1924年9月10日	岩手県梁川村村長退任		『岩手県町村合併誌』岩手県総務部地方課, 1957年, 761頁
1919年退官後	房州北条（現千葉県館山）に閑居		対支功労者伝記編纂会編『対支回顧録（下巻）』1936年, 1365頁
1932年秋	満洲国を視察, 病を得て帰朝		対支功労者伝記編纂会編『対支回顧録（下巻）』1936年, 1365頁
1934年5月24日	逝去		対支功労者伝記編纂会編『対支回顧録（下巻）』1936年, 1365頁

大内丑之助著作一覧

刊行年月	著作・報告書	備考
1889年11月	『民法上人ヲ論ズ』『自治新誌』自治新誌社	法律解釈
1890年6月	『憲法解釈 第73条乃至第74条』『福島県青年会雑誌』福島県青年会	法律解釈
1905年	『海底電線論』	海底電線による情報網構築の必要性を提言
1911年3月2日～17日	「検疫に就て」(1)～(12)	『台湾日日新報』に連載。ハンブルグ港医ノホト著の翻訳。
1912年2月	「在外邦人の二大欠点」『滿韓之実業』第74号	在外邦人の2大欠点として、依頼心と邦人相互間の過当競争を指摘。
1913年11月	「満洲の利源開発と邦人の増加」『朝鮮及満洲』76号	大陸への邦人進出戦略の提言
1916年	『独逸経営時代に於ける膠州湾施政の研究』	膠州湾のドイツ植民地政策の詳細な研究
1916年12月	「帝国之対支方針私議」	後藤新平が内閣に提出した大陸政策案の基礎資料
1917年	「支那阿片問題解決意見」	アヘン政策における専売制と暫禁主義を提言

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 JP19K00987の助成を受けたものの一部である。記して感謝申し上げます。

The Perception of Colonial Rule held
by a Japanese Colonial Bureaucrat:
The Case of OUCHI Ushinosuke

KATO Michiya

Key Words : OUCHI Ushinosuke, Colonial Bureaucrat, Japanese Empire, China, Taiwan, Germany

Abstract

OUCHI Ushinosuke, a Graduate of Schule des Vereins für deutsche Wissenschaften, (The German Studies Society School) held several key Bureaucratic Positions in Colonial Taiwan and Kwanto Leased Territory with GOTO Shimpei. He wrote numerous Books and Reports on Japanese Colonial Rule and his Opinions of how it should be conducted. This Paper examines OUCHI's Writings and attempts at clarifying the Perceptions of Colonial Rule held by Japanese Bureaucrats and its Reality in Prewar Japan.